

信号について

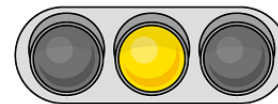


神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習

信号の種類と意味

(道路交通法施行令 第2条)



歩行者

進むことができます



「進んでも良い」ではなく「進むことができる」なので、青であっても注意義務が課されます

横断を始めてはいけません

横断中なら速やかに横断するか、横断をやめて引き返さなければなりません

車 路面電車

直進し、左折し、右折することができます

ただし、二段階右折する原付は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます

停止位置から先へ進んではいけません

しかし、黄色の灯火に変わったときに停止位置に近づいていて安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます

軽車両

直進し、右折することができます

右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます



歩行者

横断してはいけません

車
路面電車

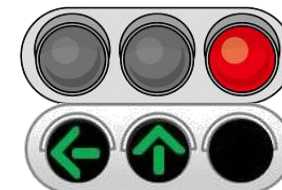
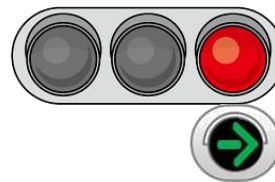
停止線を越えて進んではいけません

すでに左折または右折しているときは、赤でも進むことができます

そのとき、青に従って進行してくる車や路面電車の進行を妨げてはいけません

軽車両
原付

軽車両や二段階右折する原付は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止しなければなりません



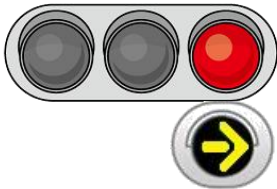
車は、矢印の方向に進むことができます

しかし、軽車両や二段階右折する原付は、交差点に進入してはいけません

路面電車は、停止線を越えて進んではいけません

右折の矢印の場合、軽車両や二段階右折する原付は、交差点に進入してはいけません

黄色の灯火の矢印



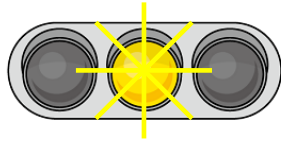
路面電車は、矢印の方向に進むことができます

歩行者や車は、進んではいけません

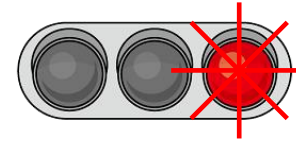


広島電鉄株式会社ウェブサイトより

黄色の灯火の点滅



赤色の灯火の点滅



歩行者

他の交通に注意して
進むことができます

他の交通に注意して進む
ことができます



一時停止の義務は
ありません

車
路面電車

他の交通に注意して
進むことができます

停止位置で一時停止し
安全を確かめた後に進
むことができます

軽車両

他の交通に注意して
進むことができます

停止位置で一時停止し
安全を確かめた後に進
むことができます

ルーバーフード付き信号

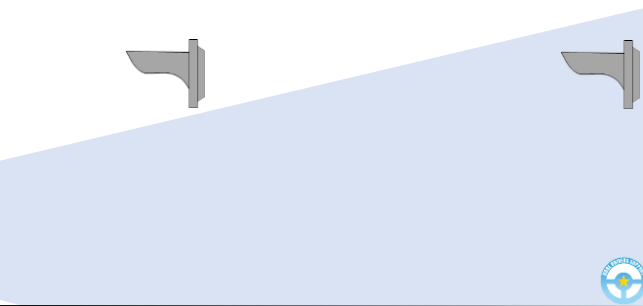


信号のある交差点が続く場合、従う信号を間違えないよう、近づかなければ見えないようにしている信号機です

本来従う信号

ルーバーフード付き
信号機

ぼんやりしていると
1つ先の信号を見てしまう
ことがあります



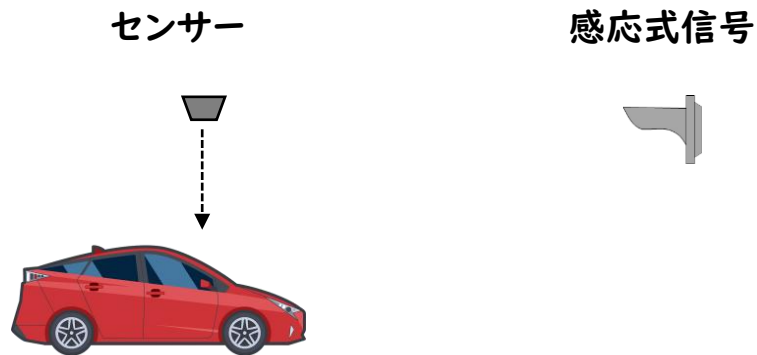
感応式信号



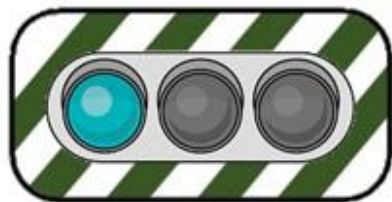
停止線手前の上空にセンサーが設置されていて、自動車の停止を感知し、一定時間経過後に信号を青にする信号機です



歩行者や二輪車については感知しないため、押しボタン式が併用されています



信号灯背面板



終戦後は、電力低下により視覚認識度を上げる必要があったために設置されていましたが、昭和30年頃から灯器レンズの大型化が進み、昭和50年頃から随時撤去されるようになりました。しかし現在でも次のような電球式の信号灯である場合に、背面板が設置されています。

1. 信号灯器の背面に何もなく、朝日や夕日の逆光で見えにくくなる場合
 2. 背面に明るい建物があって見えにくくなる場合
 3. 歩道橋に設置されていて見落とす危険性がある場合
- など。

視認性向上が背面板設置の目的になります。



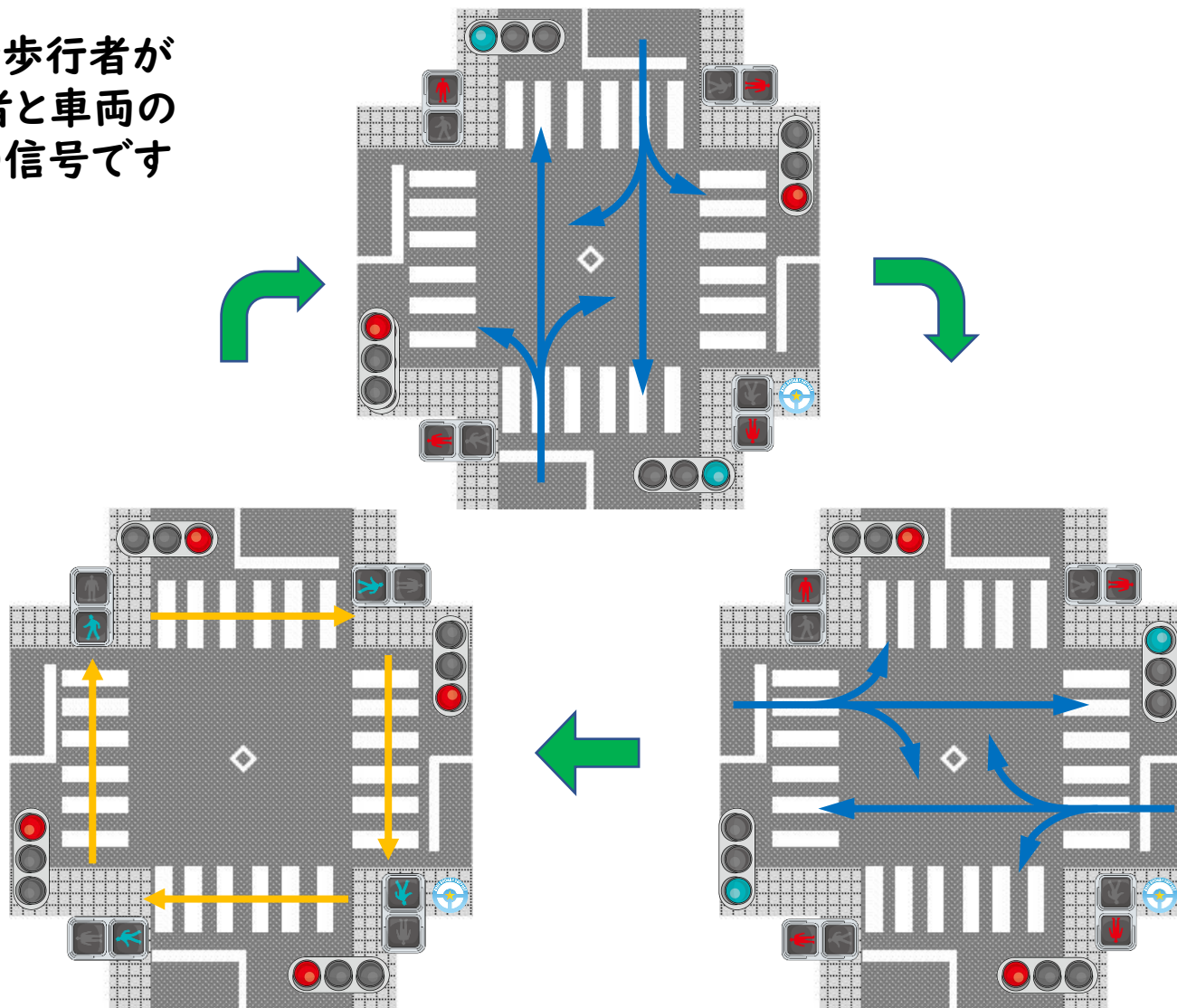
神戸市西区 小寺大池交差点



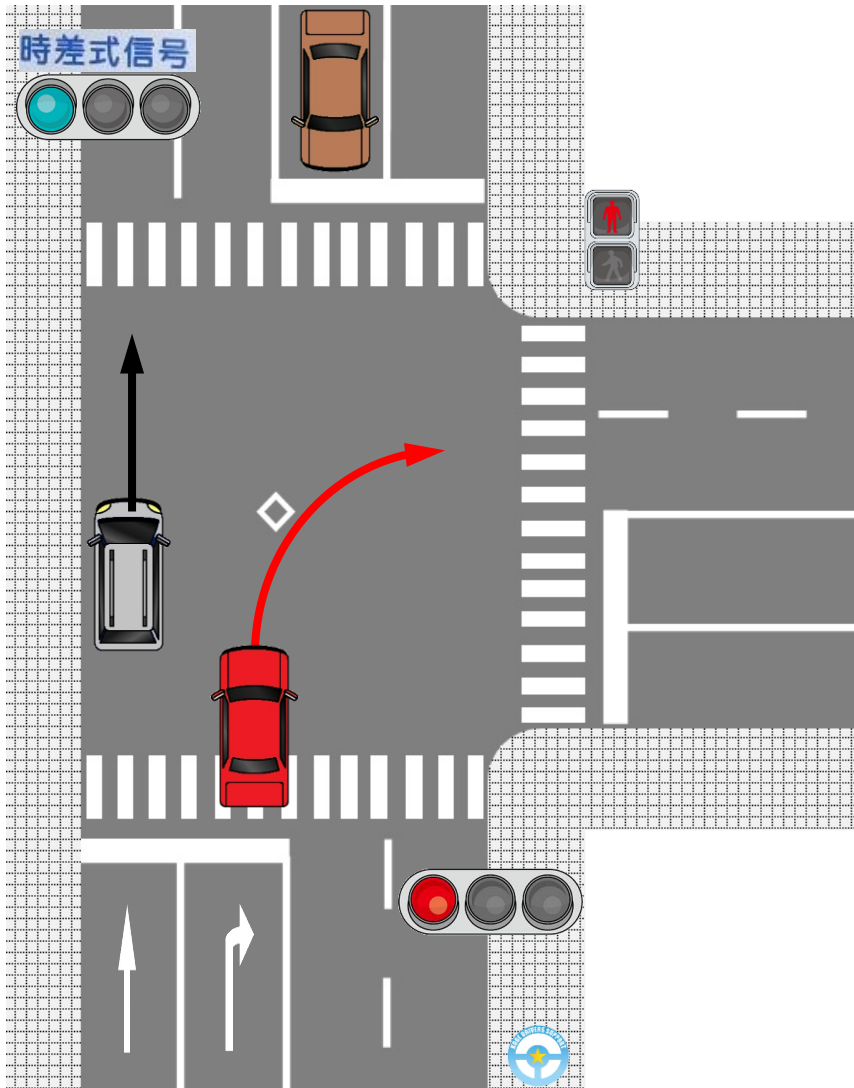
神戸市北区 南五葉5交差点

歩車分離式信号

右左折する車両と横断歩行者が交錯しないよう、歩行者と車両の通行を分離する方式の信号です



時差式信号



主に丁字路に設置される信号で、赤信号になるタイミングをずらして渋滞の改善を図るものです

対向車の信号が赤信号に変わったかどうかの判断は、歩行者用信号を参考にします

交差点によっては、「時差作動中」の表示をすることで、判断しやすくしています

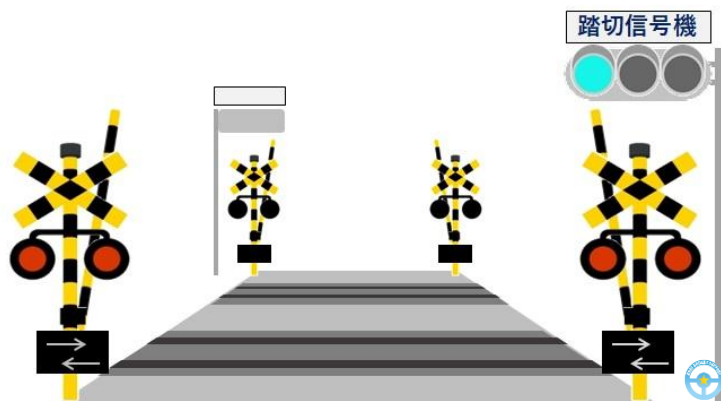


踏切信号



踏切に踏切信号が設置されている場合は、信号に従って通過することができます


青信号のときは一時停止しなくてもよいが、安全は確かめなければなりません



阪急西宮ガーデンズ北側 高松町交差点



この信号は近くに踏切があるため、踏切信号と間違えないよう青色の灯火ではなく、黄色の点滅となります

 踏切信号ではないため、踏切通過時は一時停止しなければなりません

信号の役割を果たす電光案内板（法令外）

● 電光案内板 — 路線バスと行き違いができない区間



伊丹市春日丘には、路線バスの接近を知らせる電光案内板が設置されています

×が表示されているときは、進行せず停止して、対向の路線バスを待ちます



他の交通ルール等については

ウェブサイトの「教習教材PDF」ページでも

ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/teaching-materials.html>

技能編



学科編



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習